

2020年度愛知県環境審議会 大気・騒音振動部会書面審議 会議録

1 開催期間

令和3年1月27日(水)から2月3日(水)まで

2 開催方式

書面審議による開催

3 出席委員

別添のとおり

4 議事

報告事項

- (1) 部会長代理の指名について
- (2) 大気汚染調査結果について
- (3) PM2.5 の状況について
- (4) 塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値の設定について
- (5) 交通騒音・振動の調査結果等について
- (6) 大気汚染防止法の一部改正（石綿関係）について
- (7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の適用について

5 議事概要

議題番号	ページ数等	意見・質問委員名	委員の意見等	事務局回答
2	2	山澤	結果の評価の文で二酸化硫黄及び一酸化炭素は光化学オキシダントと横並びで「ほぼ横ばい」ではなく、これら二者は環境基準より十分低い状況が維持されていることが分かる表現が良いと考える。	御指摘を踏まえ、今後の評価に当たっては、二酸化硫黄及び一酸化炭素は、環境基準より十分に低い状況が維持されていることが分かる表現と致します。
2	3	大石	光化学オキシダントのみ、すべてで未達成の状況が10年以上にわたって変わっていない(グラフは微増にも見える)。また他の項目がほとんど達成しているなかで光化学オキシダントの未達成が際立っている。その理由や改善策への言及が必要ではないか。	大気汚染対策に係る様々な取組の推進によって、我が国の光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物等の大気環境中の濃度は減少しつつあるものの、光化学オキシダント濃度のレベルは未だに高く、愛知県のみならず、全国の環境基準達成率も毎年ほぼ0%であり、注意報等も発令されている状況です。これは、光化学オキシダントの生成に関わる窒素酸化物と揮発性有機化合物の相互作用により、片方が大きく減少しても光化学オキシダント濃度は減少しないこと、NO 排出量

			<p>が減少したことにより NO タイトレーション効果が低下することなどが原因であり、本県においても光化学オキシダントレベルの改善に向けて道半ばの状況です。</p> <p>改善策として、原因物質をさらに減らす必要があることから、現在、国において、光化学オキシダント及び前駆物質に係る大気環境中の状況と排出状況の把握、追加的な対策の検討に向けた解析が実施されており、今後、光化学オキシダント対策の方向性と、さらなる排出抑制策の検討が実施される予定です。</p> <p>本県としましては、国の検討状況を注視してまいります。</p>	
2	1~8	榑原	<p>大気汚染常時監視結果について、「光化学オキシダント以外はすべての測定局で環境基準を達成した」とあり、全般的には良い状況と考えられる。しかし、以前、長年大気汚染を気にされている住民(東海市)がいらっしゃるとい話を聞いたことがあり、現在の定点測定では反映されていない大気汚染地域がないか気になっていた。住民らからの相談などを(市町村からの報告も含め)把握する仕組みが整備されているのかどうか知りたい。また、そのような場合は、市町村が対応されるのか、愛知県としてはどのような助言や指導がなされるのかを知りたい。</p>	<p>測定局における常時監視に加えて、大気汚染測定車による調査(1地点約3週間測定)を実施し、自動車排出ガス等による局地的な大気汚染の実態を把握しています。</p> <p>この調査は、市町村等からの依頼により実施しており、住民からの相談等を受けているものもあります。</p> <p>また、毎年、市町村の大気担当者に対する説明会を開催するなど、情報の共有を図っています。</p>
2	p.1-4	杉山	<p>光化学オキシダントについて、濃度は横ばいで、環境基準達成した測定局はなかったとの結果でした。これは近年の傾向であり、全国の測定局も同様の結果であることから、県として何らかの見解をお持ちでしたらご教示下さい。情報提供があると良いと思います。</p> <p>また、光化学スモッグは気象条件に左右されますが、今後、光化学オキシダント濃度が減少しない傾向が続くとすれば、現在の対策を見直し強化する必要があるのでしょうか。</p>	<p>大気汚染対策に係る様々な取組の推進によって、我が国の光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物等の大気環境中の濃度は減少しつつあるものの、光化学オキシダント濃度のレベルは未だに高く、愛知県のみならず、全国の環境基準達成率も毎年ほぼ0%であり、注意報等も発令されている状況です。これは、光化学オキシダントの生成に関わる窒素酸化物と揮発性有機化合物の相互作用により、片方が大きく減少しても光化学オキシダント濃度は減少しないこと、NO 排出量が減少したことにより NO タイトレーション効果が低下することなどが原因であり、本県においても光化学オキシダントレベルの改善に向けて道半ばの状況です。</p> <p>改善策として、原因物質をさらに減らす必要があることから、現在、国において、光化学オキシダント及び前駆物質に係る大気環境中の状況と排出状況の把握、追加的な対</p>

				策の検討に向けた解析が実施されており、今後、光化学オキシダント対策の方向性と、さらなる排出抑制策の検討が実施される予定です。 本県としましては、国の検討状況を注視してまいります。
2	光化学オキシダントについて	東海林	光化学オキシダントの環境基準が長期にわたり非達成であることについて、その主な原因とこの状況は全国的にみられることを簡単に触れておくことが望ましいと思います。	御指摘を踏まえ、今後の評価に当たっては、全国的に同様の傾向であることが分かる表現と致します。
2,3		光田	PM2.5 の状況について新型コロナウイルス感染症の影響が示唆されていますが、その他の大気汚染物質の測定結果と新型コロナウイルス感染症による経済活動との関連はありませんでしたでしょうか。	資料3は、2019 年度に本県の PM2.5 が3年ぶりに環境基準を全局で達成したことから、その原因について解析したものであり、測定データとして、2020 年3月までの PM2.5 のみ整理いたしました。 なお、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響による大気汚染状況の変化について解析(注1、2)しており、ここではPM2.5、光化学オキシダント及びこれらの前駆物質であるNOx について整理され、PM2.5 及びNOx については緊急事態措置による社会経済活動の変化が一定程度、大気濃度の減少に寄与するということが示唆されています。 なお、光化学オキシダントについては、大きな濃度の変化が見られなかったとのことです。 注1:2020 年 6 月 26 日微小粒子状物質等専門委員会(第 12 回) 資料 3 https://www.env.go.jp/council/07air-noise/y078-12/mat1203.pdf (2021.2.5 アクセス) 注2:2020 年8月 19 日中央環境審議会大気・騒音振動部会(第 14 回) 資料5-2 https://www.env.go.jp/council/07air-noise/y070-14/mat5-2.pdf (2021.2.5 アクセス)
3	4	山澤	コロナの影響がない 4, 5 月も微小粒子状物質が低い要因は何かあり得るか検討しては如何か。 また、関連する図(+キャプション)のみ見た場合に何の図であるか分かる様に PM2.5 のキーワードが入っている方が良いと思う。	2019 年4月の PM2.5 の月平均値は、2012～2019 年度の8年間で最低(10.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)でしたが、名古屋地方気象台における気温と降水量は「平年並み」、日射量は「多い」であり、PM2.5 が低い要因はわかりませんでした。また、2019 年5月(13.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)は、2018 年5月(13.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)より高いですが、8年間では2番目に低い状況です。 今年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響も考えられることから比較しにくいですが、春に低値となることについて、今後も注視してまいります。

				関連図については、PM2.5 と分かるよう修正いたします。
3	4	長田	18年以前に比べて、19年度の「1～3月だけが低い」わけではない(図5)。名古屋でのデータのみから、記載の内容(中国でのロックダウンの影響)を推測するのは難しいので、板橋らの文献を引用するか、COVID19に関する記述を弱めるか、どちらかではないか。	御指摘のとおり、板橋らの文献を引用し、資料3を修正いたします。
3	図2	東海林	PM2.5の全国的な減少についての原因および愛知県において2011年から2012年にかけて大きく減少していることの原因を記述したほうが良いと思われま。また福岡県だけが低いのはどうしてでしょうか？	PM2.5濃度の全国の年平均値が減少しているのは、国内及び東アジア地域における様々な対策・取組によります。 愛知県の年平均値が、2011年度から2012年度にかけて大きく減少しているのは、対策の効果の他、本県においては2009年9月にPM2.5の環境基準が設定されたことを受けて、PM2.5の自動測定器を濃度が高いと予想される地点から段階的に整備したことも原因と考えられます。 福岡県が他都府県と比べて高いのは、大陸からの越境汚染の影響を強く受けることが要因です。
3	3頁 最下段	東海林	2020年1月～3月の月平均値の低値の原因としてコロナによる中国の都市封鎖による影響と結論付けていますが、これを示す具体的根拠はありますか？あれば出典を明記していただければと思います。大陸からの影響の大きい福岡県についても図3～5のような傾向があれば大陸影響について言及できるのではと思います。	板橋秀一、王哲、弓本桂也、鶴野伊津志「COVID-19に対する中国のロックダウン期間におけるPM2.5越境輸送の変容」(大気環境学会誌, 55, 239-247(2020))によれば、長崎県五島におけるPM2.5濃度は、2018、2019年の同期間(1～3月)と比較して、2020年は明瞭に減少しており、特に2月後半から3月にかけて高濃度が観測されることが少ないことから、中国のロックダウン時に大陸からの越境輸送に大きな変化があったことが示唆されるとのことです。(2019年度の福岡県の結果はまだ公表されていません。)
4		山澤	(質問) 指針値設定に伴い、今後愛知県として測定及び評価を行い、資料2の形で取りまとめることになるのか？	塩化メチル及びアセトアルデヒドについては、今年度(2020年度)の調査結果から評価を行い、資料2に掲載します。
4	2	長田	図4の凡例がわかりにくい。白黒印刷ではないし、PDF版ではカラーで示して欲しい。	御要望のとおり、カラーで示します。
4	2	長田	図7に示したアセトアルデヒドについての年平均値の濃度範囲は、指針に対する愛知県下の様子を説明するためには有効である。しかし、個別データの範囲や、月平均、年平均の中央値や上位5%がどのくらいの値なのかも示してもらえると、濃度分布の概要がわかって良いと思う。	有害大気汚染物質の環境基準及び指針値は、1年平均値で評価することとされているため、図6、7は年平均値の濃度範囲を示しております。 なお、塩化メチル及びアセトアルデヒドの各年度の全地点測定値の最大値、最小値、上位5%値、月平均値及び年平均値の中央値は後日お示しします。

4		光田	塩化メチル、アセトアルデヒドのこれまでの測定地域は、比較的高濃度と思われる地域で測定が行われていると考えてよろしいのでしょうか。	有害大気汚染物質等モニタリングは、地域特性を踏まえた地点で、経年変化を把握するため毎年度調査を行っています。なお、有害大気汚染物質は試料採取方法及び分析方法毎に多物質同時分析を行っており、物質毎に地点を変えておりません。 塩化メチルについては、調査地点周辺に大気中に多量に排出する事業所(固定発生源)はありません。一方、アセトアルデヒドは自動車排ガス中に含まれることから、17地点のうち8地点は沿道で測定しており、そのうち2地点は自動車と固定発生源の両方の影響を受ける地点です。
5	2	大石	表4の超過した9地点に共通点があれば知りたい。	いずれの地点も、昼夜とも交通量の多い国道のため、通常は夜間の測定値は低くなるどころが、この9地点は測定値が昼夜に差がありません。 このため、夜間の要請限度を超過(国道23号線(飛島村)は昼夜とも)しております。
5	3	大石	(3)今後の対応3行目の「要望」は「要請」ではないか。「事業者は...しております」の部分、他者の意向を明言できるか？(できるのであれば良いが)	毎年、JR東海に対し、東海ブロック騒音・振動・悪臭連絡会議(構成:愛知県、岐阜県、三重県、静岡県及び各県の政令市、中核市、施行時特例市)や愛知県新幹線公害対策連絡会議(構成:愛知県、県内新幹線沿線市町)、愛知県からそれぞれ要望書を提出し、新幹線騒音・振動対策の推進の働きかけを行っています。その際、JR東海からその具体的な対応策を確認しております。
5	2	水尾	要請限度の超過が前年度より増えているのは、計測を4地点増やした結果ですか？ この増やしたところは、どうして増やすことになったのでしょうか？また超過地点が3地点増えているところの今後の改善見込みはあるのでしょうか？	市町村は調査地点を固定点とローリング地点として実施しております。前年度より超過地点が増加したのは、前年度調査を行っていなかった地点(ローリング地点)です。 調査地点については、各市町村が地域の状況を踏まえ、それぞれの考え方で実施しているため、県での調整は行っていません。 今後の対応については、当該市町村で道路管理者等に意見を述べるなど、検討することとなります。
6	3	山澤	是非、積極的に周知・啓発を行っていただきたい。関係者対象の活動も重要だが、機会があればマスコミをとおした一般向けの啓発活動も効果が期待されるのではないか。	毎年、「アスベスト対策に関する講習会」を開催しており、開催の際は、記者発表しその周知を図っております。昨年度は、災害時に備えた石綿対策、解体等工事における石綿の飛散防止対策等、テーマを変えて3回開催し、石綿飛散防止対策の徹底を周知・啓発しました。こうした講習会等を活用し、改正法の内容を周知するとともに、ご指摘を踏まえ、一般向けのわかりやすいリーフレットの作成や広報を活用した啓発活動等を検討

				し、幅広くアスベスト飛散防止対策の徹底を周知・啓発していきたいと考えております。
6	1～4	榊原	<p>今回の法改正に沿った適正処理には手間、時間、経費増大の影響が大きく、多岐にわたる法適用対象者の理解・納得が欠かせません。また、昨今の石綿含有珪藻土マットの問題や建設労働者の石綿被害の責任問題の最高裁判決の社会的影響もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に対応できる人材の育成、配置は不足することはないでしょうか。 ・建物の解体作業の発注者や受注者だけでなく、市民、建設労働者も含めた石綿に関する啓発や教育の機会をさらに積極的に持つべきだと考えます。 ・愛知県にはアスベスト対策協議会が設置されているとのこと、一層の先進的なアスベスト対策を期待します。 	<p>人材育成として、担当職員には、研修、講習会等を受講させるなど、専門知識や技能の習得に努め、今後も適切な監視・指導体制のもと、法令に基づく規制指導を行ってまいります。また、検査項目を精査するなど効率的な立入検査に努めます。</p> <p>石綿に関する啓発、周知につきましては、毎年、アスベスト対策協議会と共催で、「アスベスト対策に関する講習会」を開催しており、昨年度は、災害時に備えた石綿対策、解体等工事における石綿の飛散防止対策等、テーマを変えて3回開催し、石綿飛散防止対策の徹底を周知・啓発しました。こうした講習会等の機会を捉え、改正法の内容を周知するとともに、国等の先進的な石綿対策の情報収集とその活用を検討してまいります。また、一般向けのわかりやすいリーフレットの作成や広報を活用した啓発活動等を検討し、幅広くアスベスト飛散防止対策の徹底を周知・啓発していきたいと考えております。</p>
6		光田	<p>改正に関する内容を幅広く周知するための啓発、説明会等は、計画されており実施いただきたいと思います。また、今回の法改正に直接関係した意見ではありませんが、石綿による健康影響に関しては、重大な問題であり、災害等で予期せず、建物の解体しなければならない状況が生じるケースもあり、その場合の対応等、備えをしておく必要があるのではないのでしょうか。また、特に、そのような場合においては、住民にも適切な対応策の情報を提供するなどが必要であるように思います。</p>	<p>毎年、「アスベスト対策に関する講習会」を開催し、石綿飛散防止対策の徹底を周知・啓発しており、こうした講習会等を活用し、改正法の内容を周知してまいります。</p> <p>また、災害時の対応につきましては、今回の法改正により、災害時に備え、都道府県等に対し、建築物等の所有者等による建築物等の石綿含有建材の使用状況の把握を後押しすることが規定されました。現在、国では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定しており、今回の法改正を踏まえ、当該マニュアルの改訂を検討しております。本県といたしましても、災害時に迅速かつ円滑に石綿の飛散防止対策が実施できるよう、国の動向を注視しながら、県独自のマニュアルの策定について検討していきたいと考えております。</p>